

概要版

第三期 奈良市子どもにやさしい まちづくりプラン

子ども・子育て支援事業計画／こども計画

令和7年度～令和11年度

すべての子どもが今を幸せに生き、
夢と希望をもって成長することが
できるまち なら

令和7年3月
奈良市

目次



1	計画策定の趣旨	1
2	計画の対象者	2
3	計画期間	2
4	計画の基本理念	2
5	奈良市の子どもと家庭を取り巻く状況	3
6	計画の体系	5
7	奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組	6
	基本方針1 「こどもまんなか社会」の実現に向けたまちづくり	6
	基本方針2 切れ目ない育ちを支えるまちづくり	9
	基本方針3 様々な状況にある子どもや子育て家庭を支えるまちづくり	12
	基本方針4 地域全体で子育て家庭を見守るまちづくり	14
8	計画の推進	19

1 計画策定の趣旨

近年、日本の子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。少子高齢化や核家族化が進み、地域のつながりが薄れ、家庭の形も多様化しています。また、スマートフォンやSNSの普及によるネットトラブル、自殺や虐待といった深刻な問題、子どもの貧困など、多くの課題が顕在化しています。

こうした状況を受け、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、これまで各省庁に分かれていた子ども・子育て支援施策を総合的に担うことになりました。同時に、「こども基本法」が施行され、すべての子どもが健やかに成長し、平等に権利が守られ、幸福に生活できる社会の実現を目指しています。

さらに、令和5年12月には「こども基本法」に基づき、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」の三大綱を一元化した「こども大綱」が策定されました。また、市町村には「こども大綱」や都道府県の計画を考慮し、「こども計画」を策定する努力義務が課されました。

奈良市においては、令和2年度から「第二期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」に基づき、子どもと子育て世帯の支援に取り組んできました。令和5年度に実施したニーズ調査では、「子どもにやさしいまち」、「子育てしやすいまち」としての評価は向上したものの、少子化傾向に歯止めがかからない状況にあります。

このような状況を踏まえ、「第二期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の計画期間が終了することにもとない、本計画については、「子ども・子育て支援事業計画」に加え、「子どもの貧困対策計画」及び「子ども・若者計画」を内包した、子ども・若者や子育て支援に関する総合的な計画として「こども計画」を策定します。

2 計画の対象者

本計画の施策の対象は、以下のとおりとします。

- 子ども・子育て支援
妊娠期から乳幼児期（未就学児）、学童期（小学生）、
思春期（中高生等）の18歳までの子ども及びその保護者
- 若者支援
概ね中学生から30歳代までの若者
- ひとり親家庭支援
ひとり親家庭（母子家庭、父子家庭）及び寡婦家庭



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、計画内容と実態がかけ離れた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

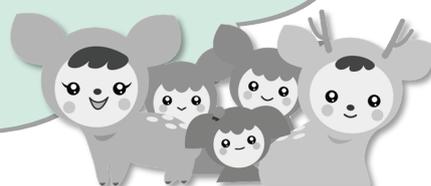
4 計画の基本理念

奈良市第5次総合計画に掲げる本市の将来像である『わたし』からはじめる『わたしたち』のまち 奈良」を実現するために、子育てに係るまちづくりの方向性として「誰もが子育てに関わり多様な生き方を認めあうまち」と定め、子どもをまちの未来そのものと捉え、地域の誰もが子育てに関わり、育つ人も育てる人もその人らしく生きられるまちを目指しています。

子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れるすべての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とし、子どもが権利をもつ主体であるという認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

また、「こども大綱」でも、子どもの視点に立って意見を聴き、子どもにとって一番の利益を考え、子どもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、子どもの権利を守る「こどもまんなか社会」の実現を目指していることから、本計画では、「第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画」の理念を引き継ぐとともに、「こども大綱」の理念と本市の目指す将来像の実現に向けて、「すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望をもって成長することができるまち なら」を基本理念として掲げます。

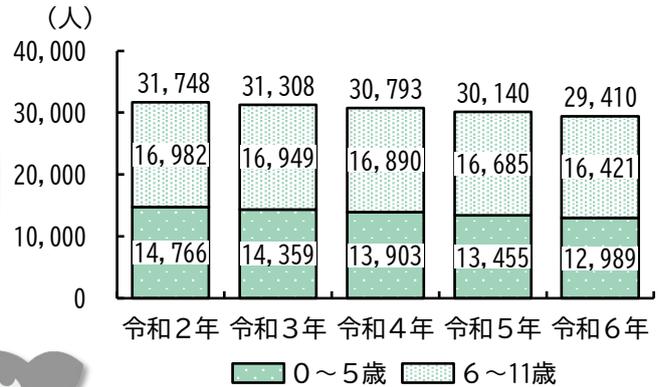
すべての子どもが今を幸せに生き、
夢と希望をもって成長することが
できるまち なら



5 奈良市の子どもと家庭を取り巻く状況

① 子ども人口の推移（年齢別児童数の推移）

0～5歳の子ども人口は令和2年から令和6年までの期間で1,777人減少しており、令和6年4月現在で12,989人、6～11歳の子ども人口は令和2年から令和6年までの期間で561人減少しており、令和6年4月現在で16,421人となっています。

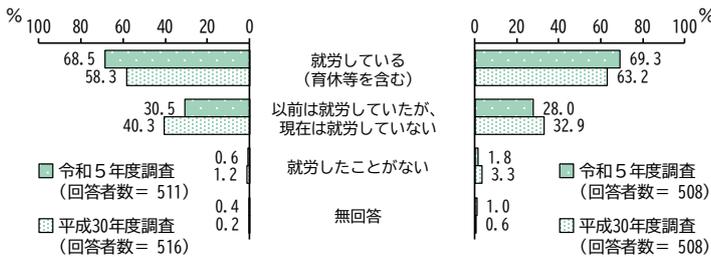


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

② 母親の就労の有無（0～5歳児のいる家庭）

【0～2歳】

【3～5歳】



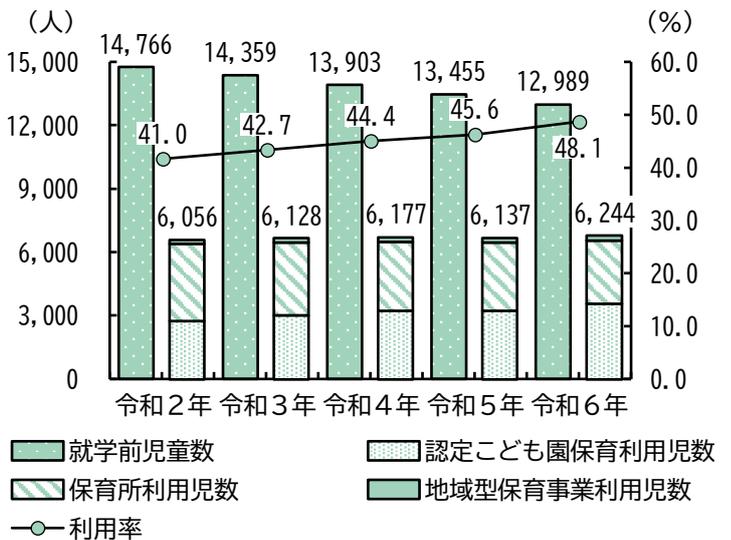
資料：奈良市子育てに関するニーズ調査（令和6年3月）

母親の就労状況について、「就労している（育休等含む）」が0～2歳は68.5%、3～5歳は69.3%と最も高くなっています。

経年でみると、0～2歳、3～5歳ともに「就労している（育休含む）」が増加しています。

③ 保育所・認定こども園（保育利用）等の利用状況

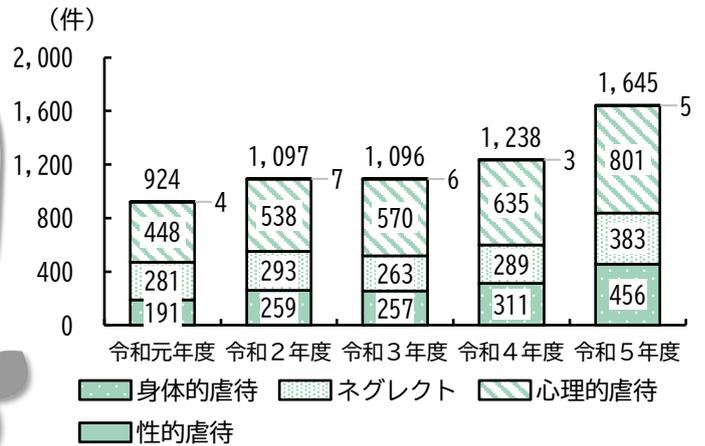
保育所・認定こども園（保育利用）等の利用状況をみると、過去5年間の就学前児童数（0～5歳児）は減少傾向にあるものの、利用者数・利用率ともに増加傾向が続いています。



資料：就学前児童数：住民基本台帳（各年4月1日時点）
各利用児数：市の統計（各年4月1日時点）

④ 児童虐待種別相談件数の推移

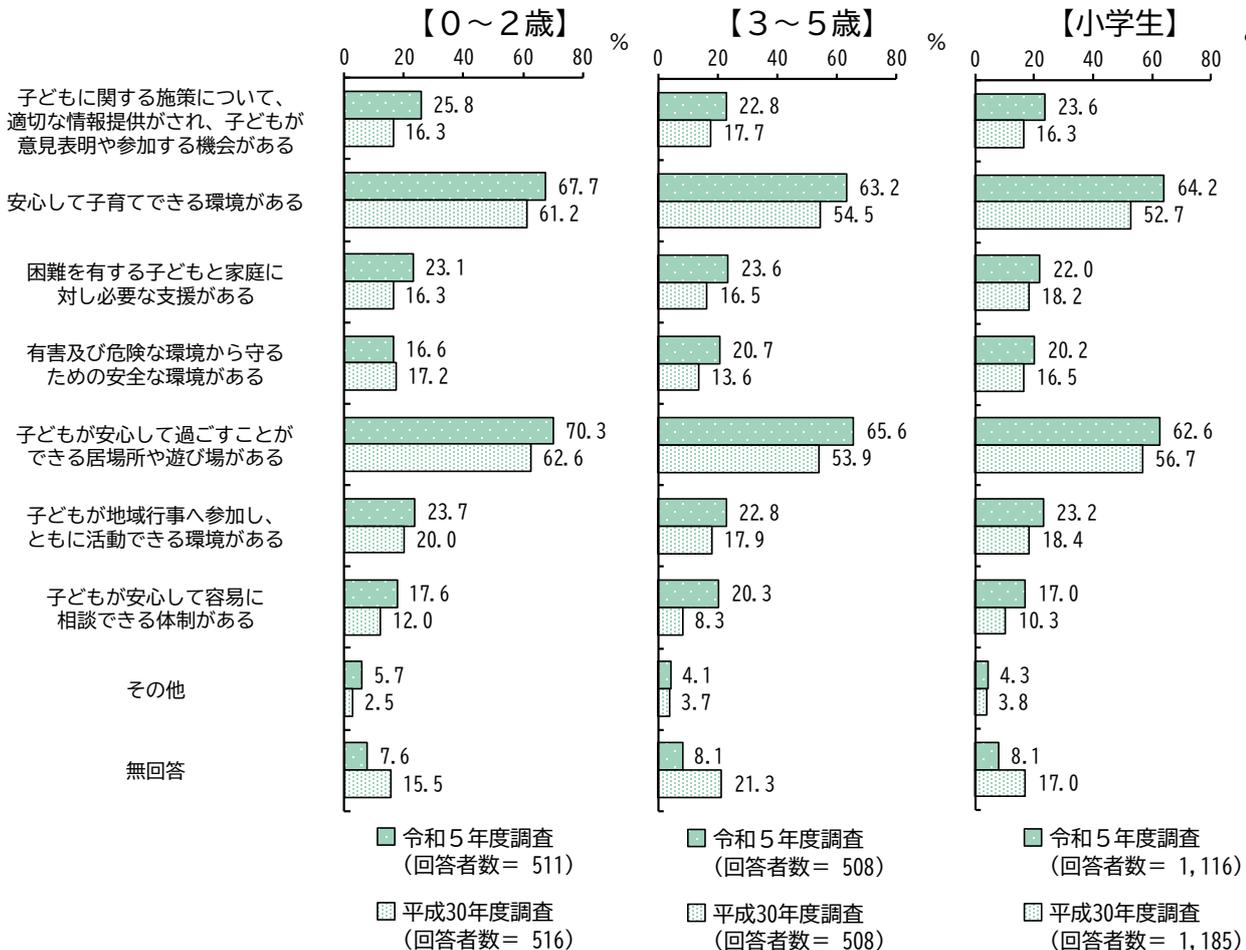
児童虐待種別相談件数は、令和元年度の924件から令和5年度では1,645件へと増加しています。また、児童虐待種別相談件数の構成割合は、心理的虐待が令和元年度から令和5年度にかけてのすべての年で最も多くなっています。



資料：市の統計（各年度4月1日時点）

⑤ 子どもにやさしいまちだと感じる条件（0～5歳児・小学生の保護者）

子どもにやさしいまちだと感じる条件について、「0～2歳」「3～5歳」では「子どもが安心して過ごすことができる居場所や遊び場がある」と答えた人がそれぞれ70.3%、65.6%で最も多く、「小学生」では「安心して子育てできる環境がある」と答えた人が64.2%で最も多くなっています。



資料：奈良市子育てに関するニーズ調査（令和6年3月）

6 計画の体系

[基本理念]

[基本方針]

[基本目標]

[施策の方向性]



7 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組

基本方針1 「こどもまんなか社会」の実現に向けたまちづくり

「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」で規定しているとおり、本市では「子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長することのできるまち」を目指すため、子どもが権利の主体として尊重される取組を推進するとともに、子どもの居場所や体験活動の機会の充実を図ります。

また、子どもと子育て家庭にやさしい生活環境の整備を進め、安心して生活できる環境づくりを目指します。さらに、妊娠から出産、子育てに至るまでの切れ目のない支援を図り、健やかな成長を促すための相談体制や情報提供、そして小児医療体制の充実を図ります。

(1) 子どもにとって大切な権利の保障

① 子どもが権利の主体として尊重される取組の推進

主な取組

○ 奈良市子ども会議の開催

子どもの意見表明や参加を支援するための取組として、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を開催します。

(2) 子どもの居場所づくりの充実

① 子どもの居場所や体験活動の充実

主な取組

○ 放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）

保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）施設内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。



【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,503	4,618	4,737	4,860	4,984
1年生	1,363	1,317	1,235	1,296	1,241
2年生	1,061	1,226	1,231	1,154	1,243
3年生	866	872	1,046	1,050	1,011
4年生	669	615	643	771	795
5年生	382	389	372	388	478
6年生	162	199	210	201	216
確保方策	4,503	4,618	4,737	4,860	4,984

○ 放課後子ども教室推進事業

放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得てスポーツ・文化活動や交流活動等を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行います。

○ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設します。また、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、関係機関と連携して支援を行います。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	20	20	20	20	20
確保方策(B)	0	20	20	20	20

○ 教育センター学習事業

教育センターのキッズ学びのフロアの設備を活用した体験教室等を開催することで、子どもたちの豊かな学びを保障し、創造性や探究心を育てます。

○ 青少年野外体験施設の運営管理

自然環境の中での野外活動やレクリエーション活動を通じて、青少年の心身の健全な育成を図ります。

(3) 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

① 安心して生活できる環境づくりの推進

主な取組

○ 通学路整備事業

児童・生徒が安全で安心して通園・通学できるよう歩道の整備及び防護柵、路面標示等の安全施設を整備します。

○ 公園管理運営

身近な自然とのふれあいの場所、防災空間、良好な風致・景観を備えた地域の形成等、多くの機能を有している公園・緑地の維持管理を行います。

(4) 子どもと子育て家庭の健康の確保

① 妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援の充実

主な取組

○ 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,726	4,434	4,160	3,903	3,661
確保方策	4,726	4,434	4,160	3,903	3,661

○ 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母体及び胎児の健康の保持・増進を図ります。

【 量の見込みと確保方策 】		(単位：回)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	25,620	25,046	24,556	24,164	23,758	
確保方策	25,620	25,046	24,556	24,164	23,758	

○ 産後ケア事業

生後1歳未満の乳児及びその母親を対象に、市内登録産科医療機関において産後ショートステイ（宿泊型）、産後デイケア（日帰り型）、産後アウトリーチ（訪問型）により、安心して子育てができるよう助産師等がケアのサービスを提供します。

【 量の見込みと確保方策 】		(単位：人日)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	800	800	800	800	800	
確保方策	800	800	800	800	800	

○ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減し、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。

【 量の見込みと確保方策 】		(単位：面接件数)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	1,830	1,789	1,754	1,726	1,697	
確保方策	1,830	1,789	1,754	1,726	1,697	

② 健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実

主な取組

○ 妊産婦・乳幼児健康相談事業

安心して妊娠・出産・育児が行えるよう、保健師、助産師等が健康相談を実施します。地域の関係機関と協力しながら、妊娠期から切れ目のない支援を行っていきます。

○ 発達支援

主に1歳7か月児健診後の精神発達の指導が必要な幼児の発達検査を通じて、子どもの発達や発達段階に応じた適切な関わり方を学び、育児不安の軽減を図り、必要に応じて医療や療育に繋げ、発達を支援します。



③ 妊娠、出産、子育て期の医療体制等の充実

主な取組

○ 休日・夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の充実

子どもの急病に対応するため、休日・夜間における救急医療体制の充実を図ります。

○ 妊娠・出産の安全確保

奈良県及び県内の各医療機関と連携し、救急時の周産期医療体制を整備し、妊婦・出産の安全確保を図ります。

基本方針2 切れ目ない育ちを支えるまちづくり

子ども・若者への切れ目のない支援を充実するため、人格形成の基礎を培う重要な乳幼児期の教育・保育等について質の高い提供体制を確保するとともに、豊かな人間性と生きる力を育むための学校教育を充実させ、心身の健やかな成長を促進する取組を推進します。次代を担う若者に対しては、個人の希望に応じた主体的な選択により、将来の自己実現ができるよう包括的な支援を推進します。

(1) 乳幼児期の教育・保育等の充実

① 乳幼児期の教育・保育等の提供体制の確保

主な取組

○ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を実施し、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化します。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	18	18	17	17	16
	確保方策	3	3	3	3	3
1歳児	量の見込み	24	24	23	22	21
	確保方策	6	6	6	6	6
2歳児	量の見込み	25	23	23	22	21
	確保方策	6	6	6	6	6

○ 教育・保育施設及び地域型保育事業の整備

待機児童解消や多様な教育・保育ニーズに対応するため、既存の教育・保育資源を活用するとともに、民間活力による教育・保育施設及び地域型保育事業等の整備を行います。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
令和7年度	量の見込み	2,346	478	3,864	1,186	1,066	586
	確保方策		4,286	4,260	1,313	1,154	829
令和8年度	量の見込み	2,239	485	3,755	1,135	1,106	587
	確保方策		4,220	4,275	1,319	1,166	838
令和9年度	量の見込み	2,144	493	3,653	1,182	1,096	590
	確保方策		4,185	4,278	1,320	1,167	838
令和10年度	量の見込み	2,037	496	3,514	1,177	1,089	594
	確保方策		4,150	4,278	1,323	1,170	841
令和11年度	量の見込み	1,977	507	3,456	1,169	1,085	593
	確保方策		4,150	4,278	1,323	1,170	841

○ 市立幼保施設の再編

「奈良市幼保再編計画」に基づき、民間活力を最大限に活用（いわゆる民間移管）することを中心に、市立幼稚園・市立保育所・市立こども園の再編の取組を進め、就学前児童のよりよい教育・保育環境の整備を図ります。

○ 幼稚園等の一時預かり事業

幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に一時預かり事業を実施し、保護者の子育てを支援します。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	114,836	114,669	114,502	114,336	114,170
確保方策	114,836	114,669	114,502	114,336	114,170

○ 保育所等の延長保育

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,612	2,775	2,938	3,101	3,264
確保方策	2,612	2,775	2,938	3,101	3,264

② 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実

主な取組

○ こども園、幼稚園及び保育所等職員研修の推進

子どもの人権を十分配慮し、多様な教育・保育ニーズ及び子育て支援等のサービスに対応するため、こども園、幼稚園及び保育所に勤務する職員を対象に園内外の研修を実施し、資質向上を図ります。

○ こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進

園における教育及び保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、小学校教育への円滑な接続が行われるよう、連携を推進します。

(2) 学齢期の教育・育成施策の充実

① 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実

主な取組

○ 学校DXの推進

子どもたちが活動する場面でICTを基盤とした活動を進められるよう教職員への支援や研修等を行います。



② 心身の健やかな成長のための取組の充実

主な取組

○ 教育相談業務の充実

教育センターに教育相談総合窓口を設け、不登校などの相談にはカウンセラーを、特別支援に関わる相談には教育発達支援相談員を配置、各校においてスクールカウンセラーの配置等を行い、教育に関する様々な相談の充実を図ります。

○ 特別支援教育推進事業

特別支援教育の推進のため、専門の相談員及び検査員を配置し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人に応じた相談の充実を図ります。また、特別支援学級・通級指導教室など、地域の学校において特別な支援を必要とする児童生徒の学びの場の充実に向けて、訪問支援・研修・資料提供などの学校支援を進めます。

○ すこやかテレフォン事業

青少年の健全育成を図るため、青少年の育成に関する相談業務を「奈良いのちの電話協会」に委託し、すこやかテレフォン相談室を設置し、専門の相談員が年中無休で電話による各種の相談業務を行います。

(3) 次代を担う若者の支援の充実

① 若者への包括的な支援の推進

主な取組

○ 若者サポートセンター「Restartなら（リスなら）」

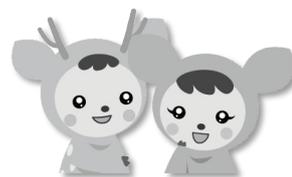
若者のひきこもり・ニート化を防ぐため、義務教育の後、進学や就労をしていない若者やその家族等を対象に、キャリアコンサルタントや支援団体の相談員が学び直しや就労などの相談に応じています。支援にあたっては、分野横断的な支援や、関係機関が連携しそれぞれの専門性を生かしたきめ細かな支援を目指しています。令和2年度からは福祉、教育、保健・医療などの各分野の関係機関による「奈良市子ども・若者支援地域協議会」を設置し、必要な支援をコーディネートする役割を担うとともに、その多様なネットワークを活用し、包括的な支援に繋がるように努めています。

② ライフコースの形成支援の充実

主な取組

○ 大学生向けライフキャリア講座

将来の進路や職業選択を考える大学生に対して、結婚や家族、仕事について考え、自らのライフデザインを設計してもらうための講座を大学の授業内で開催します。



○ 出会い・結婚支援事業

多様な価値観を尊重しつつ、結婚を希望する人がその望みを叶えることができるよう、様々な出会いと婚活の支援を検討・実施することで、結婚に向けた機運醸成を図ります。

基本方針3 様々な状況にある子どもや子育て家庭を支えるまちづくり

困難な状況に置かれている子どもや子育て家庭等が安心して生活でき、成長と自立に向けた意欲の向上を支援するため、生活困窮家庭への教育支援や生活支援の充実、子どもの生活を支援する関係機関との連携を強化します。

また、奈良市子どもセンターを中心とした児童虐待の防止や社会的養護を推進するとともに、ヤングケアラーやひとり親家庭、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもや子育て家庭への支援を充実します。

(1) 子どもの貧困対策の推進

① 生活困窮家庭等への教育支援の充実

主な取組

○ 子どもの学習支援事業

社会的・経済的困難を抱える世帯の子どもたちが将来に夢や希望を持って成長していけるよう、子どもたちが安心できる居場所を設置し、生活習慣や基礎学力、学習習慣を身につけ、高校教育への進学を可能とするための学習支援事業を実施します。



② 生活困窮家庭等への生活支援の充実

主な取組

○ 生活困窮者支援

「奈良市くらしとしごとサポートセンター」では、日常生活や社会生活、あるいは経済的な自立についての相談・支援の場として、その複合的な課題を受けとめ、課題の改善、解決に必要な対応を当事者の方とともに考え、寄り添った支援に努めています。相談には、社会福祉士やキャリアコンサルタント等専門職が応じ、必要に応じてハローワークや県、社会福祉協議会と協議を行っております。就労支援については、自己紹介やビジネスマナー、面接トレーニングなど包括的なカリキュラムのもと、きめ細かな支援を実施しています。

③ 子どもの生活を支援する関係機関と連携した支援

主な取組

○ 奈良市フードバンク事業

物価高騰等に際し、ひとり親家庭等経済的に影響が大きい世帯に対し、子どもの食の支援を行います。市民や事業者から余剰食材の提供を募り、これを仕分け、必要とする家庭にフードパントリー形式で提供します。

また、フードロス対策コーディネーターを配置し、新たに食品等の寄附をしていただける団体等を開拓し、賞味期限の短い食品を含めた食品等の提供を行います。

(2) 特別な配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援の充実

① 児童虐待の防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

主な取組

○ こども家庭センター事業

これまでの子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的相談支援機関としてこども家庭センターを設置し、支援の必要性の高い世帯を計画的・効率的に支援するためのサポートプランを作成し、支援の充実を図っていきます。

○ 「奈良市要保護児童対策地域協議会」の活用

児童虐待の未然防止・早期発見・再発防止のため、子どもセンター、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察などの関係機関が連携して、虐待から子どもを守るために「奈良市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

○ 養育支援訪問

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、助言などの支援を行います。

【 量の見込みと確保方策 】 (単位：世帯数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	75	75	75	75	75
確保方策	75	75	75	75	75

○ 子育て世帯訪問支援事業（エンゼルサポート事業・子どもケアラーサポート事業）

平成30年10月より、家事や育児についてサポートが必要である世帯に対して、ホームヘルパーを派遣し、妊婦の方や小学校就学前の子どもを養育する保護者への支援を行うエンゼルサポート事業を実施しています。

令和5年9月から、ヤングケアラーサポート事業を実施し、家事や育児、病気・障害のある家族のお世話などを日常的に行っている子どもの家庭に、サポーターを派遣し、家族の手伝いをしています。

【 量の見込みと確保方策 】 (単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ）	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
確保方策（延べ）	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400

○ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対して、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設け、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

【 量の見込みと確保方策 】 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	16	16	16	16	16
確保方策	16	16	16	16	16

② ひとり親家庭への支援の充実

主な取組

○ ひとり親家庭等医療費助成

健康保険に加入しているひとり親家庭の父または母と18歳未満（18歳到達後最初の3月31日まで）の子や父母のいない18歳未満の子を対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。（保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。）

○ ひとり親家庭等相談

母子家庭、父子家庭、寡婦または離婚前の方に対し、生活や家庭、子どもの養育、就職や自立の支援、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の利用等の相談に応じます。

③ 障害のある子ども等への支援と子育て家庭への支援の充実

主な取組

○ 短期入所

居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、障害福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害児につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

○ 居宅介護

居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる支援を行います。

○ 相談支援事業

障害児が、地域で安心して自立した生活を送るために、本人や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを総合的に行います。

○ 子ども発達支援事業

言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児とその保護者に対して関係機関と協働しながら一貫して支援します。

基本方針4 地域全体で子育て家庭を見守るまちづくり

少子高齢化・核家族化などにより、家庭のもつ機能が低下傾向にある中で、身近な地域の人たちや関係者など、多様な主体が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが大切であることから、地域の子育て支援を充実させるために、子育て中の親子が安心して過ごせる居場所を提供し、様々な子育て支援サービスを整備するとともに、子育てに関する情報提供や相談支援の充実を図ります。

さらに、地域全体で子どもを育てる環境を整えるために、地域の子育て支援活動や子どもの見守り活動を推進するとともに、仕事と子育ての両立を支援するために、固定的性別役割分担意識等を前提とした考え方や働き方を見直すことで男女共同の子育てを促進し、子どもを大切にする社会的な意識づくりを推進します。

(1) 地域の子育て支援の充実

① 子育て中の親子の居場所づくりの推進

主な取組

○ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。

【 量の見込みと確保方策 】 (単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	134,584	143,168	151,752	160,336	168,920
確保方策	134,584	143,168	151,752	160,336	168,920

○ 地域に開かれたこども園、幼稚園及び保育所づくりの推進

地域の特徴、様々な人との交流を推進し、地域に開かれたこども園・幼稚園・保育所としての教育・保育の充実を図ります。

② 多様な子育て支援サービスの充実

主な取組



○ 保育所等における一時預かり事業

保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。

【 量の見込みと確保方策 】 (単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	13,204	13,324	13,444	13,564	13,684
確保方策	13,204	13,324	13,444	13,564	13,684

○ 地域子育て支援拠点における一時預かり事業

地域子育て支援拠点の利用経験のある乳幼児を対象に、一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してよりきめ細かな支援をします。

○ 病児・病後児保育事業

児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。

【 量の見込みと確保方策 】 (単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,680	1,741	1,794	1,838	1,882
確保方策	1,680	1,741	1,794	1,838	1,882

○ 子育て短期支援事業

緊急一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童を必要と認める期間預かり、養育・保護を行います。(ショートステイ事業)

仕事等の理由で帰宅が遅くなり、長期に児童の養育が困難な場合に、午後2時から10時までの時間帯のうち、1日4時間、6か月の範囲で児童を預かり、養育・保護を行います。(トワイライト事業)

【 量の見込みと確保方策 】 (単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	300	300	300	300	300
確保方策	300	300	300	300	300

(2) 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実

① 子育てに関する情報提供体制の充実

主な取組

○ 利用者支援事業

就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集や提供のほか、必要に応じて相談・助言等を行います。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	19	19	19	19	19
確保方策	19	19	19	19	19
基本型	17	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	16	16	16	16
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

○ 子育て世代支援PR事業

子育て情報をわかりやすく掲載した子育ておうえんサイト「子育て@なら」を運営するとともに、子育て情報を一冊にまとめた「なら子育て情報ブック」を作成・配布するなど、多様な情報を適切に提供するためのPR活動を実施します。



② 子育て家庭への経済的な支援の充実

主な取組

○ 子ども医療費助成

健康保険に加入している18歳未満（18歳到達後最初の3月31日までの子ども）を対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。（保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。）

○ 就学援助

小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に必要な援助を行い、安心して義務教育を受けられる環境を整えます。



○ 小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。

③ 気軽に相談できる支援体制の充実

主な取組

○ 家庭児童相談室運営事業

子どもの生活習慣、学校生活、家庭環境等、児童と家庭の福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置しています。

○ 地域子育て相談機関

就学前の子どもとその保護者や妊娠している方の子育てに関する相談を受け、助言や情報提供を行います。必要に応じてこども家庭センターと連携し、支援につなげます。

(3) 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進

① 地域における子育て支援活動の充実

主な取組

○ ファミリー・サポート・センター事業

「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎等で育児の援助が必要となったときに、会員相互の援助活動を行います。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,192	5,256	5,321	5,387	5,453
就学前児童	3,507	3,551	3,595	3,639	3,684
小学生	1,685	1,705	1,726	1,748	1,769
確保方策	5,192	5,256	5,321	5,387	5,453
就学前児童	3,507	3,551	3,595	3,639	3,684
小学生	1,685	1,705	1,726	1,748	1,769

○ 子育て支援アドバイザー事業（子育ておうえん隊）

子育ておうえん隊員として登録した地域の子育て経験豊かな市民を、乳幼児と保護者が集まる場所に派遣し、保護者の子育てに関する疑問や悩みに対する相談のほか、手遊び・読み聞かせなどの講習や子育て広場での見守り支援等、幅広く子育ての支援を行います。

○ 子育てサークルの支援

地域で活動する子育てサークルに補助金を交付することにより、経済的に支援するとともに、サークルを含めた地域の子育て支援団体を対象にした交流会を行うことにより、情報交換等のネットワーク化を図り、子育て中の保護者が自主的に運営する子育てサークルを支援します。



② 地域における子どもの見守り活動の推進

主な取組

○ 交通安全教室の開催

学校園に出向き、警察と協力して横断歩道の渡り方、正しい自転車の乗り方などの交通ルールをビデオ・人形劇等でわかりやすく説明するとともに、信号機を使った実技指導なども併せて行い、子どもたちに交通事故から身を守るすべを身につけてもらうために開催します。

○ 防犯カメラ設置事業

交通の要衝や駅・学校周辺に防犯カメラを設置し、犯罪を未然に防ぐ「犯罪抑止力」を高め、万一犯罪が発生した場合においても、警察と連携し速やかな認知、被害者の保護など迅速・的確に対応できる態勢を確立します。

○ 学校・家庭・地域が連携した防犯力の充実

「子ども安全の日の集い」を開催する等、子どもの安全に取り組む大人の防犯意識を高めます。

○ 不審者情報の配信

子どもたちの登下校時の安全確保のために、警察と連携して、学校園や地域から入ってくる不審者の情報を「なら子どもサポートネット」登録者に配信します。

(4) 仕事と子育ての両立支援の推進

① 男女共同の子育ての推進と子どもを大切に社会的な機運の醸成

主な取組

○ 男女共同の家事・育児の推進

「イクメンハンドブック」や、「どうする？我が家の家事育児シート」等を配信し、男女共同参画意識の周知啓発に努めます。

○ 仕事と生活の調和推進事業

事業主や企業を対象に、仕事と生活の調和のとれた働き方に向けた意識啓発に努めます。



8 計画の推進

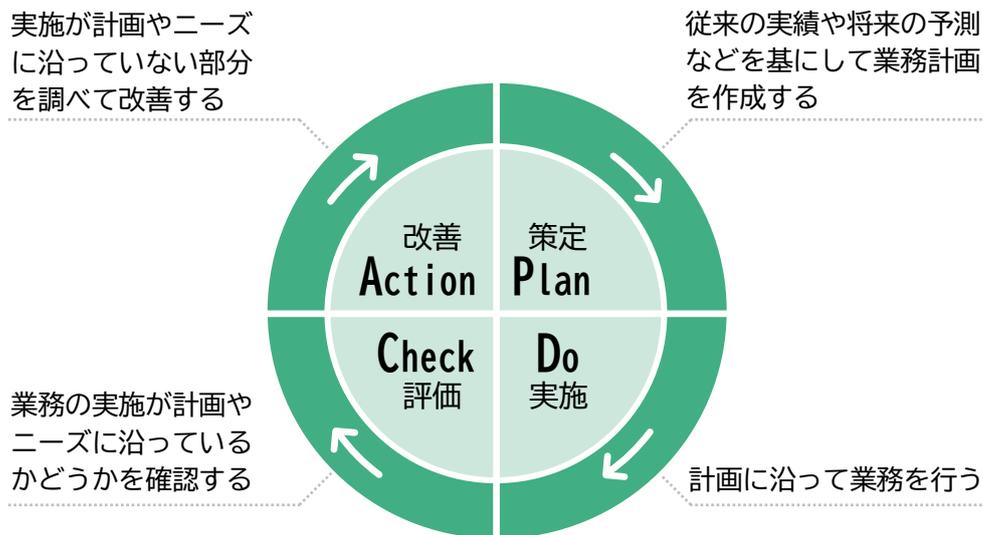
本計画に基づく取組の実施に当たっては、刻々と変化する社会情勢と多様なニーズに対応するため、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組の充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

本計画の進捗状況については、「奈良市子ども・子育て会議」へ報告し、本市の子ども・子育て支援に関する取組に対して、様々な視点から点検・評価が実施されます。

また、その取組をホームページ等を通じて公開することにより、市民や関係機関等への周知を行います。

なお、本計画における取組や量の見込み等は、社会情勢や国の今後の施策の展開状況のほか、本市における教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の動向を総合的に勘案したうえで、計画の中間年を目安として見直しを行う場合があります。

PDCAサイクルのイメージ



第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン【概要版】
(子ども・子育て支援事業計画／こども計画)
令和7年3月

発行：奈良市 子ども未来部 子ども政策課
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
TEL 0742-34-4792 E-メール kodomoseisaku@city.lg.jp

